

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

雇用調整助成金解説動画（観光関連事業者向け）の
配信について（周知依頼）

謹啓 平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会では、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、臨時休業や雇用調整等、事業の継続に向けた緊急対応を余儀なくされる事業主に向けて、従業員の雇用を維持し、その能力を最大限に発揮していただく「人を大切に
する企業づくり」を実現するための支援を行うべく、様々な取り組みを進めており、
標記助成金については、当連合会ホームページにて事業主向け及び社労士向け
解説動画を公開しているところです。

今般、観光庁より、新型コロナウイルスにより甚大な影響を受けている観光関連
事業者向けに、同助成金の解説動画を作成したいとの依頼があったため、当連
合会は講師派遣及び動画の周知活動に協力することとし、この度、下記の通り社
労士による解説動画が同庁ホームページにて公開されるとともに、別添1のと
おりプレスリリースが発表されました。

本動画は、当連合会及び厚生労働省の協力により作成されており、雇用の維持
に苦慮する宿泊事業者をはじめとした観光関連事業者が雇用調整助成金を活用
することができるよう、雇用調整助成金の申請方法・ノウハウを社労士が分かり
やすく解説しています。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多端の折誠に恐縮ではござい
ますが、貴会会員に本動画の配信について周知賜りますとともに、貴会ホーム
ページ等に掲載いただくなど一般国民向け周知にもご協力賜りますようお願い申
し上げます。

なお、本件については、別添2のとおり当連合会からもプレスリリースを実施
し、連合会ホームページ及び『月刊社労士』5月号にて掲載する予定であることを
申し添えます。

また、会員の皆様から講師及び連合会への本動画及び資料の内容等に関する
問い合わせにつきましては差し控えていただくようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 内 容 雇用調整助成金解説動画（観光関連事業者向け）
 - ①雇用調整助成金の概要
 - ②雇用調整助成金の申請方法・ノウハウ
 - ③宿泊事業者の皆様が申請時に気を付けていただくこと
2. 公開先 連合会ホームページ
<https://www.shakaihokenroumushi.jp/Default.aspx?TabId=713>
観光庁ホームページ
https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000260.html
3. 講 師 安中 繁（連合会働き方改革関連法対応部会委員）

以上

（担当：事業戦略部社労士制度推進戦略課）

令和 2 年 5 月 1 日
観 光 庁

新型コロナウイルスの影響を受けている観光関連事業者の皆様へ ～雇用調整助成金の申請方法を分かりやすく紹介します！～

新型コロナウイルスにより甚大な影響を受けている観光関連事業者の皆様が、事業を継続し雇用を維持できるよう、観光庁は、厚生労働省及び全国社会保険労務士会連合会と連携し、雇用調整助成金の申請方法・ノウハウを分かりやすく紹介する動画を作成しました。

国土交通省は、引き続き、観光関連事業者の皆様が置かれている状況やニーズを丁寧に把握した上で、雇用の維持と事業の継続に取り組んでいきます。

1. 動画の内容

雇用の維持に困っている宿泊事業者をはじめとした観光関連事業者の皆様にしっかりと雇用調整助成金を活用いただけるよう、厚生労働省及び全国社会保険労務士会連合会と連携して、雇用調整助成金の申請方法・ノウハウを分かりやすく全体で 30 分程度紹介する動画を作成しました。

説明動画では、①雇用調整助成金の概要、②雇用調整助成金の申請方法・ノウハウ、③宿泊事業者の皆様が申請時に気を付けていただくこと、の 3 点について、特定社会保険労務士に分かりやすく解説いただいています。

2. 掲載場所

動画の本編及び参考資料を以下に掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000260.html

(参考) 雇用調整助成金の制度概要

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大による状況を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）」において雇用調整助成金の助成率が中小企業は 2/3→4/5 に、大企業は 1/2→2/3 にそれぞれ引き上げられたところです。

※ なお、厚生労働省は、雇用調整助成金の特例措置を更に拡充するため、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の 60%を超えて休業手当を支給するとともに、一定の要件を満たした場合には休業手当全体の助成率を 10/10 とする等の方針を令和 2 年 4 月 25 日に公表しています（本特例措置の詳細については、令和 2 年 5 月上旬を目途に発表される予定です。）。

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

※ 本動画には、令和 2 年 4 月 25 日に厚生労働省から公表された特例措置の拡充内容は反映されていません。本特例措置の詳細が公表された後に動画内容を補足する予定です。

【お問い合わせ先】

観光庁観光産業課 坂野（27333）、木村（27313）、紺野（27316）

電話：03-5253-8111（代表） 03-5253-8330（直通）FAX：03-5253-1585



令和2年5月1日

報道関係者各位

観光関連事業者向け ～社労士による雇用調整助成金の解説動画配信～

全国社会保険労務士会連合会（会長：大野 実）は、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、臨時休業や雇用調整等、事業の継続に向けた緊急対応を余儀なくされている状況を受け、一社でも多くの事業主と一人でも多くの労働者の雇用を守る取り組みを進めるため、政府の各種支援策を全国の事業主にスピード感をもって、広く行き届くよう正確な情報提供や周知広報を行うことを表明しているところです。

その一環として、観光庁及び厚生労働省と協力し、新型コロナウイルスにより甚大な影響を受けている観光関連事業者向けに、雇用調整助成金に関する解説動画を配信（関連資料のダウンロードも可）することにいたしました。

ぜひ、多くの事業主や労働者等に政府の支援策を知っていただき、ご活用いただければ幸いです。

解説動画及び資料公開先

■公開先

連合会ホームページ【動画解説】(観光関連事業者向け)雇用調整助成金解説動画
<https://www.shakaihokenroumushi.jp/Default.aspx?TabId=713>

■内容

雇用の維持に悩む宿泊事業者をはじめとした観光関連事業者が雇用調整助成金を活用することができるよう、雇用調整助成金の申請方法・ノウハウを社労士が分かりやすく解説します。

- ①雇用調整助成金の概要
- ②雇用調整助成金の申請方法・ノウハウ
- ③宿泊事業者の皆様が申請時に気を付けていただくこと

※なお、本件の動画及び資料の内容に関するお問い合わせにつきましては、対応できかねますので、ご了承くださいと存じます。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

全国社会保険労務士会連合会 事業戦略部社労士制度推進戦略課（担当：小原、五十嵐、塩田）

E-Mail：senryakuka@shakaihokenroumushi.jp

URL：www.shakaihokenroumushi.jp